

蒲郡市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金（個別接種促進のための支援事業に係る交付金）交付要綱

（通則）

第1条 蒲郡市が交付する、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業に係る交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」（令和5年4月28日付け健発0428第7号厚生労働省健康局長通知。以下「国の実施要綱」という。）、「令和5年度（令和4年度からの繰越分）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱」（令和5年4月28日付け厚生労働省発健0428第4号厚生労働事務次官通知）及び蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 接種 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種をいう。
- (2) 診療所 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 介護老人保健施設 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。
- (4) 介護医療院 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。
- (5) 時間外 医療機関の標榜する診療時間以外の時間をいう。
- (6) 夜間 医療機関の診療時間に関わらず、午後6時以降の時間をいう。
- (7) 休日 医療機関の診療日に関わらず、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。

（交付の対象）

第3条 交付金は、国の実施要綱における4(1)市町村において実施する体制確保事業のうちア⑥個別接種促進のための支援を対象とし、対象期間は別表第1に掲

げるとおりとし、交付対象及び交付要件は別表第2に掲げるとおりとする。

(交付額の算定)

第4条 交付金の交付額は別表第2に基づき算定するものとし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告書等)

第5条 交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、蒲郡市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金(個別接種促進のための支援事業に係る交付金)交付申請書兼請求書(第1号様式)及び新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

2 規則第13条に定める実績報告は、前項に定める書類をもって代えるものとする。

3 前2項の書類の提出部数は1部とし、提出期間は市長が別に定める。

(交付の決定及び通知等)

第6条 市長は、前条の提出があったときは、速やかに内容を審査し、交付の適否を決定し、蒲郡市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金(個別接種のための支援事業に係る交付金)交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 規則第14条に定める交付金額の確定は、前項の通知をもって確定したもののみなし、交付金を交付する。

(検査等)

第7条 市長は、申請者及び交付金の交付を受けた者に対し、本事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者及び交付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は支給した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書に偽りの記載をして、交付金の交付決定を受けたとき。

(2) 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。

(3) 本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者であるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付金を交付することが不適切であると認めるとき。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第9条 交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(証拠書類等の保管)

第10条 交付金の交付を受けた者は、交付申請及び交付決定に関する証拠書類を交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行し、同年5月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

（対象期間）

区別	対象期間
期間①	令和5年5月1日から7月2日まで
期間②	令和5年7月3日から8月31日まで

別表第2（第3条関係）

（交付対象、交付要件及び交付金額）

交付対象	交付要件	交付金額
個別接種に協力する蒲郡市内に所在する診療所、介護老人保健施設及び介護医療院	週100回以上の接種を別表第1の期間①及び期間②のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合 また、それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意していること	週100回以上の接種をした週における 接種回数×2,000円

（集団接種の取扱い）

- ・ 集団接種である大規模接種会場及び市町村特設会場での接種は、交付金の対象とならない。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

住 所

開設者名

（法人にあつては、名称
及び代表者の職氏名）

蒲郡市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金
（個別接種促進のための支援事業に係る交付金）交付申請書兼請求書

このことについて、下記により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請（請求）額 金 円
- 2 添付書類
新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（第2号様式）
その他市長が必要と認める書類
- 3 振込先

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※申請者（開設者）と振込口座名義が同一者でない場合、委任状を提出してください。

例 開設者：□会 理事長 蒲郡太郎 口座名義：○○クリニック 院長 蒲郡一郎

医療機関又は施設名称	
担当者氏名	

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

※本様式において「時間外等」は、時間外の他に、夜間・休日を指す。

月日	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週の回数区分	週のうち、時間外等の接種体制の実施	備考
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）								回		—	
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）								回		—	
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）								回		—	
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）								回		—	
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）								回		—	
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）								回		—	
月日											
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）								回		—	

接種回数計（予診のみを含めない）	回
------------------	---

（支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。）

問1 本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。



問2 本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に職域接種は含まれない。



上記が事実と相違ないことを証明する。

医療機関等名称

	標榜する診療時間	接種予約枠を設けた時間帯
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		

備考（週ごとに予約枠の時間帯が異なる場合は、こちらの備考欄に記載をお願いします。）

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書

令和 年 月 日から令和 年 月 日の期間において、別紙報告書のとおり新型コロナウイルスワクチンの接種を実施したため、以下のとおり報告する。

請求金額 円

内訳

令和 年 月 日から 月 日の間で、

100回以上接種した取扱いとする週[※] 週 (4週以上で、該当する週の接種について2,000円加算)

※ 週のうち少なくとも1日は時間外、夜間または休日における接種体制を要する。

	接種回数 (予診のみを含めない)	週100回以上接種の加算 単価 2,000円/回
月 日の週	回	円
月 日の週	回	円
月 日の週	回	円
月 日の週	回	円
月 日の週	回	円
月 日の週	回	円
月 日の週	回	円
月 日の週	回	円
合計	回	円

参考記載：各加算の対象となった接種の数 (回)

蒲 第 年 月 号 日

様

蒲 郡 市 長

㊟

蒲郡市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金
（個別接種のための支援事業に係る交付金）交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった蒲郡市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金（個別接種のための支援事業に係る交付金）の交付について、次のとおり決定したので通知します。

決定内容	交 付 ・ 不 交 付
	交付決定額 円
	年 月 日までに、指定の口座に振り込みます。
不交付の理由	